資料編

１　策定経過

時期・日時	主な内容
平成 26 年 7 月 9 日	第１回久喜市障がい者施策推進協議会 １）久喜市障がい者計画・久喜市障がい福祉計画について ２）久喜市障がい福祉計画策定のスケジュールについて ３）障がい福祉計画の進捗状況について（報告） ４）関係団体へのヒアリングの実施について ５）重度心身障害者医療費支給事業の改正について
平成 26 年 8 月 1 日～ 平成 26 年 8 月 5 日	関係団体等ヒアリング 障がいの種別ごとに３日間で計１４団体に実施
平成 26 年 10 月 27 日	第２回久喜市障がい者施策推進協議会 １）久喜市障がい者施策推進協議会の役割について ２）久喜市障がい者計画・久喜市障がい福祉計画について ３）久喜市障がい福祉計画策定スケジュール（修正）について ４）久喜市障がい福祉計画骨子案について
平成 26 年 12 月 16 日	第３回久喜市障がい者施策推進協議会 １）第４期久喜市障がい福祉計画素案について
平成 26 年 12 月 25 日～ 平成 27 年 1 月 23 日	市民意見提出制度（パブリック・コメント）による意見募集
平成 27 年 2 月 2 日	第４回久喜市障がい者施策推進協議会 １）市民意見提出制度（パブリック・コメント）の結果について ２）第４期久喜市障がい福祉計画（案）について

２　策定体制

（１）久喜市障がい者施策推進協議会

①　久喜市障がい者施策推進協議会条例

平成２２年３月２３日
条例第１３５号

（設置）
第１条　本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第３６条第４項の規定に基づき、久喜市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　協議会は、委員２０人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　公募による市民
（２）　障がい者の福祉の向上を目的とする団体に属する者
（３）　障がい者の福祉に関する事業に従事する者
（４）　関係行政機関の職員
（５）　学識経験を有する者
３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第３条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第１回目の会議は、市長が招集する。
２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第５条　協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
附　則
この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。
附　則（平成２４年１０月１日条例第３４号）
この条例は、公布の日から施行する。

② 委員名簿

◎会長　○副会長　（敬称略）

番号	区　分	氏名	所属・役職
1	1号委員 （公募委員）	ナラ　チヅ 奈良　千鶴	公募委員
2		スズキ　ミホ 鈴木　美穂	公募委員
3		セキネ　ヒサオ 関根　久夫	公募委員
4		ジン　ヒロタカ 神　博孝	公募委員
5		コバヤシ　メミ 小林　芽美	公募委員
6		イシダ　ヒサコ 石田　久子	公募委員
7	2号委員 （障がい者団体）	ヤナギダ　シュンイチ 柳田　俊一	久喜市久喜身体障害者福祉会　会長
8		オシダ　ケンイチロウ 押田　憲一郎	久喜市菖蒲町身体障害者福祉会　会長
9		サクライ　ナオミ 桜井　直美	久喜市栗橋手をつなぐ育成会　会長
10		ナカジョウ　エリ 中城　恵里	親和会久喜支部　会員
11		ヨシダ　ミヨコ 吉田　美與子	久喜市聴覚障害者協会　役員
12	3号委員 （福祉事業者）	ヤマジ　ヒサヒコ 山路　久彦	社会福祉法人　みぬま福祉会 埼葛北障害者生活支援センターきらら　責任者
13		○イケウチ　ユキオ 池内　征男	社会福祉法人　啓和会　久喜市いちょうの木　施設長
14		コガネブチ　ミホコ 小金渕　美保子	医療法人　大壮会 埼葛北障害者生活支援センターベルベール　管理者
15		ノグチ　フミエ 野口　扶美恵	社会福祉法人　久喜市社会福祉協議会 地域福祉課課長補佐兼在宅福祉係長
16		ミヤハラ　シズエ 宮原　静枝	ＮＰＯ法人　あんご工房　代表理事
17	4号委員 （関係行政機関）	シミズ　コウコ 清水　幸子	埼玉県立久喜特別支援学校　校長
18		ヤマモト　ノリユキ 山本　典之	埼玉県立騎西特別支援学校　教頭
19		ヒラオカ　ユキミツ 平岡　行光	春日部公共職業安定所　統括職業指導官
20	5号委員 （学識経験者）	◎サクライ　クニオ 櫻井　邦夫	高崎健康福祉大学講師

３　関係団体等ヒアリング調査結果

計画の策定にあたって、市内の障がい者の当事者団体（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、視覚障がい者、聴覚障がい者）及び難病患者の方に対して、障がい福祉サービスに関する利用や問題点などを中心に団体ヒアリング調査を実施しました。調査の概要と主な結果は、以下のとおりです。

（１）調査概要

障がいの種別	団体名等	日　時	場　所
身体障がい	・久喜市久喜身体障害者福祉会 ・久喜市菖蒲町身体障害者福祉会 ・久喜市栗橋身体障害者福祉会 ・久喜市鷲宮地区身体障害者福祉会	平成２６年８月４日（月） 午前１０時００分～	久喜市役所 第６会議室
知的障がい	・久喜市久喜手をつなぐ育成会 ・久喜市菖蒲手をつなぐ親の会 ・久喜市栗橋手をつなぐ育成会 ・鷲宮手をつなぐ親の会	平成２６年８月５日（火） 午前１０時００分～	久喜市役所 第４会議室
精神障がい	・親和会久喜支部 ・埼葛北障害者地域活動支援センター　ベルベール ・ＮＰＯ法人あんご工房	平成２６年８月５日（火） 午後１時３０分～	久喜市役所 第４会議室
視覚障がい	・久喜市久喜身体障害者福祉会 視覚部会	平成２６年８月４日（月） 午後１時３０分～	久喜市役所 第６会議室
聴覚障がい	・久喜市聴覚障害者協会	平成２６年８月１日（金） 午後１時３０分～	久喜市役所 第４会議室
難病患者	・難病患者	平成２６年８月１日（金） 午前１０時００分～	久喜市役所 第４会議室

＜質問項目＞

① 福祉サービスの利用状況と改善して欲しい内容
② 日常生活や就労などの状況、生活で困っていること、困ったときの相談先について
③ 意思疎通支援について
④ 障がいや障がい者に関する地域の理解促進など
⑤ 公共施設の利用にあたって不便と感じること
⑥ その他

（２）調査結果（主な意見のまとめ）

質問項目の主な意見は、以下のとおりです。なお、団体個別の意見については、〔身体〕〔視覚〕〔聴覚〕〔知的〕〔精神〕〔難病〕と表記しています。

①福祉サービスの利用状況と改善して欲しい内容

・新たにサービスを行う際の個々の当事者へのアナウンスが少なく、会の仲間から初めて教わる状況が多い。〔身体〕
・社会参加の促進という観点からも同行援護の時間を必要に応じて増やしてほしい。〔視覚〕
・障害児（者）生活サポート事業について、必要な人が必要な時間を使えるようにするなど充実してほしい。〔知的〕
・グループホームなど、地域で生活する場をたくさん増設してほしい。〔知的〕
・施設に通うための交通費の負担が大きく経済的負担の軽減を図るため助成が必要。〔精神〕
・利用できるサービス自体を知らない人が多いため、もっと情報を得やすくしてほしい。〔精神〕〔難病〕

②日常生活や就労などの状況、生活で困っていること、困ったときの相談先について

・障がい者福祉・高齢者福祉などとはせず、「困ったこと相談担当」という窓口があっても良いと思う。〔身体〕
・点字ブロックの定期点検や、安全に歩いて買い物ができるよう出入口に荷物を置かないように指導してほしい。〔視覚〕
・身近な相談員を設置してほしい。〔聴覚〕
・安心して働ける場所を増やしてほしい。就労を支援してほしい。先につながるように「働く場」を増やしてほしい。〔知的〕〔精神〕
・総合的に療育や福祉の相談・支援をする機関が必要であり、児童発達支援センターの新設をお願いする。〔知的〕〔精神〕
・発達障がいを持つ児童への学習支援、カウンセリング等を実施してほしい。〔知的〕
・ペアレントトレーニング等、保護者への支援や相談も行ってほしい。〔知的〕
・成年後見制度についての説明がほしい。（利用方法、手続き、費用等）〔視覚〕〔難病〕
・難病患者の特性を理解した相談支援が必要。〔難病〕

③意思疎通支援について

・手話通訳者や要約筆記者の増員、人材育成をお願いする。〔知的〕〔聴覚〕
・一般の人の理解や周知につながるため、公共の講演会にもっと手話通訳や要約筆記をつけてほしい。〔聴覚〕
・病気によって徐々に言語が不自由になる患者もいることを周知してほしい。〔難病〕
・難病患者には意見があっても主張するための体力が無い、意思表明の支援が必要。〔難病〕

④障がいや障がい者に関する地域の理解促進など

・障がい者の権利条約に基づいて各種制度の充実と徹底をはかってほしい。〔身体〕
・視覚障がい者には、近所の人からの積極的な声かけをお願いしたい。〔視覚〕
・障がい者や障がいに対する理解を広めてほしい。〔聴覚〕
・学校や地域において、障がいへの知識と理解を深める学習や啓発活動を積極的に実施してほしい。〔知的〕〔精神〕
・イベントなどで地域へアピールする機会が必要。〔難病〕

⑤公共施設の利用にあたって不便と感じること

・デマンド交通の充実のため、菖蒲地区及び栗橋・鷲宮地区のみの運行に限らず、ふれあいセンター久喜や市役所などの行政機関まで範囲を広げてほしい。〔身体〕〔知的〕
・市内の公民館に（視覚障がい者用）音声、音響装置を設置してほしい。〔身体〕〔視覚〕
・公共施設などにエレベーター、エスカレーター、スロープを設置してほしい。〔身体〕〔知的〕〔難病〕
・公共施設に電光掲示板を設置してほしい。〔聴覚〕
・循環バスの本数を増やしてほしい。〔精神〕
・予約しなくても自由に運動できる場所やサークルがあると良い。〔精神〕

⑥その他

・行政の動きや制度改正があった時、会に連絡してほしい。〔視覚〕
・災害時が不安。聴覚障がい者用の災害時マニュアルを作成してほしい。〔聴覚〕
・共に学び、共に育ち合えるよう、家族や教育現場等とスキルアップができるように支援してほしい。〔知的〕
・行政福祉関係者との懇談会を実施してほしい。〔精神〕
・当事者の会や交流の場をもちたい。〔難病〕

4　用語解説

英数／あ行

NPO

Non Profit Organizationの略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年には法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立。

意思疎通支援事業

障がいのある人とない人の意思疎通を支援するため、平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として「意思疎通支援」が規定されました。意思疎通を支援するための手段としては、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字等、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などがある。

インクルーシブ教育

初等教育や中等教育段階において、障がいを持った子どもを大半の時間を通常学級で教育する実践のこと。国ではインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進している。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができる。

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設。（平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助に一元化された。）

高次脳機能障がい

病気や交通事故などさまざまな原因で、脳が部分的に損傷を受けたために生ずる、言語や記憶などの障がいをいう。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が難しくなり、生活に支障を来たすようになる。

交流及び共同学習

「交流及び共同学習」とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動において、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。埼玉県では、「交流及び共同学習」の中で、支援籍学習を実施している。

雇用率

すべての事業主は、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障がい者の雇い入れに努めなければならないとされている。このような連帯責任は、原則として、すべての事業主によって平等に負担されるべきであり、各事業主がその雇用する労働者数に応じて連帯責任を分担するのが合理的であるとの考えから、障害者雇用率が設定されている。（平成25年4月以降、民間企業 2.0%、国・地方公共団体 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.2%）

さ行

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者をはじめ、すべての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して平成7年3月20日に制定された条例。この条例では、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進等を推進するため、県等の責務、整備基準の遵守義務などを定めると共に、生活関連施設の整備に当たっての届け出などの手続きを定めている。

支援籍学習

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。(1)小中学校の通常の学級で支援を受ける場合、(2)小中学校の特別支援学級で支援を受ける場合、(3)特別支援学校で支援を受ける場合の3つの形態がある。

重症心身障がい

障がいの種別にかかわらず2つ以上の障がいのある「重複障がい」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複する場合に限って使われる名称。

手話

聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一手法であって、手の型・位置・動きを組み合わせて意味を表すもの。

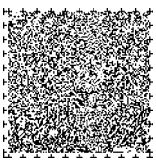

手話通訳者

市では、手話通訳士の資格を有する方、又は手話通訳者全国統一試験に合格している方並びに、久喜市手話通訳者養成講習会の修了者を対象に登録手話通訳者選考試験を実施し、合格者を久喜市手話通訳者として登録している。

障害支援区分

平成26年4月から「障害程度区分」が、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められた。

生活や障がいの状況についての面接調査を80項目において、各地区の市町村職員または相談支援事業者が行う。

認定に当たっては、全国統一の調査項目による面接調査の結果をもとにコンピュータによる一次判定、市町村審査会による二次判定により決定される。

久喜市では、障害支援区分認定審査会を設置し、医師3人、学識経験者3人で審査会を構成している。

障害者基本法

障害者基本法は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行された。法律では、障害者虐待を、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者によるものと3つに分類し、ⅰ身体的虐待、ⅱ性的虐待、ⅲ心理的虐待、ⅳネグレクト、ⅴ経済的虐待の5つの類型に規定しているほか、何人も虐待をしてはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などが規定されている。

障害者権利条約

正式名称は「障害者の権利に関する条約」であり、国は平成26年1月20日に批准し、条約の効力は平成26年2月19日に発生した。条約では、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止など、障がいのある人の権利を実現するための措置などが規定されている。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行される。法律では、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者：法的義務）や合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務）及び差別を解消するための支援措置として啓発活動などが規定されている。

障害者就労支援センター

障がい者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るよう支援する施設。

障害者就業・生活支援センター

雇用、保険、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障がい者の職業生活における自立を図るために必要な支援をする施設。

障害者総合支援法

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改め、平成25年4月から施行された。

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられた法律。

ジョブコーチ

就職又は職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるように、障がい者本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となっていると共に、税の控除・減免や公共交通機関の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。

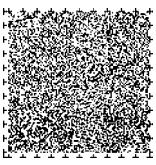

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるものを対象として交付する手帳。所得税等の控除・減免等の優遇施策が講じられている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない人を保護し、支援するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

ソーシャルインクルージョン

もともとヨーロッパ諸国における近年の社会福祉の再編のなかで基調とされている理念であり、貧困や失業、ホームレス等を社会から排除された人と捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標に、公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。近年の日本においては、地域福祉の観点から、障がい者や高齢者に対する基本理念として用いられるようになっている。

た行

地域自立支援協議会

地域生活支援事業のひとつで、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

久喜市では、幸手保健所管内の埼葛北地区4市2町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）と共同で設置している。

地域生活支援事業

市町村の創意工夫によって、利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業。必須事業として、理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度、意思疎通支援（手話通訳等の派遣など）、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業がある。また、任意事業として、社会参加支援などの地域の実情に合った事業を実施する。障がい福祉計画で地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めている。

デイジー版広報

視覚に障がいのある方に市の情報を伝えるため、朗読ボランティアの協力により広報の発行に合わせ CD-ROM 版（デイジー（〔DAISY〕＝デジタル形式で音声化したもので、任意の場所から再生できるシステム）を作成している。

点字

視覚障がい者が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。

点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字（すみじ）と言い、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

点訳奉仕員

印刷された文字や手書きの文字を点字に改めることを点訳という。点訳奉仕員とは、所定の講習を受けて点訳技術を習得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、代筆・代読を含む視覚的情報の支援を行う。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象となる障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成27年1月施行）では、難病とは、①発病の仕組みが明らかではない、②治療方法が確立していない、③長期の療養を必要とする、④患者数が人口の 0.1%以下、⑤客観的な診断基準が確立している、の5つの要素を満たす疾患であると定義している。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。障がい者施策のもっとも重要な概念。

ノンステップバス

車両の一部分あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかさ上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。

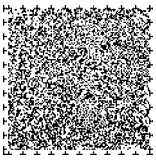

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。平成22年の障害者自立支援法改正により障がい者の範囲に含まれることが明文化された。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味。

もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての除去という意味でも用いられている。情報バリアフリー、心のバリアフリーなど。

ピア・カウンセリング

ピア（peer）とは「社会的、法的に地位の等しい人、同等・対等者、仲間、同僚」の意。ピア・カウンセリングとは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や状況にある人に対し相談援助活動を行うことをいう。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進する機関。久喜市では、久喜市社会福祉協議会内に設置されている。

や行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利なものとなりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。

要約筆記

聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝えるもの。一般的には OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）またはOHC（オーバー・ヘッド・カメラ）を使用し、話し手の話の内容を記載し、スクリーンに投影する方法やノートテイクによる方法が多く用いられている。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。

ら行

リハビリテーション

能力低下やその状態を改善し、障がい者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段。リハビリテーションは障がい者が環境に適応するための訓練を行うばかりでなく、障がい者の社会的統合を促す全体として環境や社会に手を加えることも目的としている。

療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うと共に、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。都道府県によって呼称が異なり、埼玉県では「みどりの手帳」と呼んでいる。

朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がい者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする人。

第４期久喜市障がい福祉計画

平成 27 年 3 月

発行　久喜市
編集　福祉部障がい者福祉課

〒346-8501　埼玉県久喜市下早見 85-3
電話　0480-22-1111（代）
FAX　0480-23-0699
E-mail　shogaifukushi@city.kuki.lg.jp
URL　http://www.city.kuki.lg.jp/